**令和５年10月１日以降に認定申請されたセーフティネット保証４号**

**（新型コロナウイルス感染症に限る）に係る保証の取扱いについて**

|  |
| --- |
| 問１：中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に限る。以下「ＳＮ４号（コロナ）」という。）に係る保証について、今般、どのような運用改正が行われたのか。 |

答：令和５年10月１日以降の認定申請分※から、SN４号（コロナ）に係る保証について、その資金使途を借換資金に限定される（＝真水資金のみの取扱いを不可とするものであり、借換資金に真水資金を加えたものは可）。

　　　※なお、同日以降の認定申請分か否かは、認定申請書の右上に記載される年月日により判別する。

|  |
| --- |
| 問２：認定申請書の様式は改正されるのか。 |

　　　答：改正される。申請書類の様式は市のホームページに掲載されている。

|  |
| --- |
| 問３：今般の運用改正について、資金使途が限定されたこと以外に、改正された点はあるか。 |

　　　答：今般の運用改正は資金使途の限定に限られる。その他の事項（責任共有対象外、連合会損補対象等）については従前どおりであり、対象となる資金についても、経営の安定に必要な資金に係るものに限られる。

|  |
| --- |
| 問４：今般の運用改正により、真水資金のみの取扱いが不可とされたが、資金使途に、借換資金に加えて真水資金が含まれる場合には、「真水資金のみ」ではないため、全体として取扱い可能ということか。 |

　　　答：そのとおり。

|  |
| --- |
| 問５：令和５年10月1日以降の認定申請分から、資金使途が借換資金に限定されるとのことだが、同年９月末までに認定申請していれば、いかなる場合であっても改正後の運用は適用されないのか。 |

答：今般の運用改正は令和５年10月1日以降の認定申請分から開始されるが、それ以前の同年9月末までに認定申請がされた場合であっても、保証協会への申込受付が同年11月１日以降となる場合には、改正後の運用が適用される。したがって、保証協会への申込受付が令和５年11月1日以降となる場合は、認定申請時期に関わらず、真水資金のみの取扱いは不可となる。具体的には以下のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 認定申請 | 協会受付 | 対象資金 |
| ① | ～R5.9末 | ～R5.10末 | 限定なし（従前どおり） |
| ② | R5.10以降 | ～R5.10末 | 借換資金（真水のみは不可） |
| ③ | ～R5.9末 | R5.11以降 | 借換資金（真水のみは不可） |
| ④ | R5.10以降 | R5.11以降 | 借換資金（真水のみは不可） |

|  |
| --- |
| 問６：前問に記載のある、令和５年10月1日以降の認定申請か否かは、認定申請書の右上に記載されている日付により確認することで良いのか。 |

答：そのとおり。

以上